

富山県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県が授業料以外の教育費負担を軽減するため、高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定)に基づき支給する高等学校等奨学給付金(以下、「給付金」という)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「法」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)をいう。
- 2 この要綱において「高等学校等」とは、法第2条に規定する高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)のうち、国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人および国立大学法人を含む。)および地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。)又は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等学校等をいう。
- 3 この要綱において「就学支援金」とは、法第3条第1項に定める高等学校等就学支援金をいう。
- 4 この要綱において「学び直し支援金」とは、都道府県が「高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱」(平成26年文科科学大臣決定)に基づき実施する支援事業をいう。
- 5 この要綱において「保護者等」とは、法第3条第2項第3号に定めるものをいう。
- 6 この要綱において「基準日」とは、申請年度の7月1日をいう。

(支給対象経費及び支給対象者)

- 第3条 給付金は、授業料以外の教育に必要な経費として、基準日において次の全ての要件を満たす者(以下、「対象生徒」という。)の保護者等に対し、支給する。
- (1) 法第3条に規定する就学支援金の受給権者又は学び直し支援金の支給を受ける者であること。ただし、特別支援学校の高等部に在学するときは、支給しない。
- (2) 保護者等が富山県内に住所を有する者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する世帯の者であること。
- ア 基準日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が行われている世帯に属していること(以下、「生活保護世帯」という。)
- イ アに該当する場合を除き、基準日における保護者等(保護者等が2人以上いるときは、その全員)が市町村民税所得割(給付金を申請する年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法328条の規定によって課する所得割を除く。))を課されない者であること。(以下、「非課税世帯」という。)
- (4) 対象生徒又は保護者等が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)」による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない者であること。ただし、母子生活支援施設に入所する者はこの限りではない。
- (5) 対象生徒又は保護者等がこの給付金とその目的を同じくする給付金で他の都

道府県が行うものその他資金の給付等を受けていない者であること。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、支給対象となる保護者等に対し、世帯区分等に応じて別表に定める額を支給する。

(支給の回数)

第5条 給付金の支給回数は、対象生徒1人につき、年1回とする。

2 対象生徒1人あたりの支給回数は、通算3回(対象生徒が定時制課程又は通信制課程に在学する場合は4回)を超えることはできない。ただし、対象生徒が学び直しへの支援の支給を受ける者である場合は、この限りではない。

(申請書の提出)

第6条 給付金の支給を受けようとする保護者等(保護者等が2名以上いる場合は、対象生徒と生計を同じくする保護者のうちの1名。以下、「申請者」という。)は、高校生等奨学給付金受給申請書(様式1)に次に掲げる書類を添えて、高校生等の在学する学校を經由して教育委員会に申請しなければならない。ただし、県外の高等学校等へ通学している高校生等に係る申請者は、在学する学校を經由せずにこれを行うものとする。

(1) 保護者等の所得を証する書類

(2) その他教育委員会が必要と認める書類

2 対象生徒の世帯が生活保護世帯に該当する場合は、第1項第1号の書類に代えて生業扶助が行われていることを証する書類を提出しなければならない。

3 第4条第2項の規定による支給を受けようとするときは、第1項の書類に加え次の書類を提出しなければならない。

(1) 保護者等の扶養親族を証する書類

(2) その他教育委員会が必要と認める書類

4 前3項の書類の提出期間については、毎年度教育委員会が定める。

(給付金の支給)

第7条 教育委員会は、第6条の申請書等を審査し、第3条に掲げられた条件を満たすと決定した場合には、予算の範囲内において第4条に定められた支給額を当該申請者に支給する。

2 対象生徒の在学する学校が富山県の設置するものである場合は、前項の給付金の支給は、当該学校の長が行うものとする。

(給付金の返還等)

第8条 教育委員会は、第3条に掲げる要件と相違する申請事実により支給の決定を受けていた者がいるときは既に受領した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、支給の決定を受けた者が正当な理由なく給付金を受領しないときは、その決定を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等の第 1 学年又は 1 年次へ入学（中等教育学校の第 4 学年への進級を含む。）する者（ただし、平成 26 年 4 月 1 日前から引き続き高等学校等に在学する者を除く。）から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

世帯区分等	在学する高等学校等の課程	支給額
1 生活保護世帯	全日制課程、 定時制課程又は 通信制課程	年額 32,300 円
2 非課税世帯 (1 及び 3 の場合を除く)	全日制課程又は 定時制課程	年額 37,400 円
	通信制課程	年額 36,500 円
3 非課税世帯のうち、扶養されている 2 人目以降の高校生等がいる世帯及び扶養されている高校生等以外に 15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 (1 の場合を除く)	全日制課程又は 定時制課程 (通信制は除く)	年額 129,700 円